

機器費等を含む建設工事に係る最低制限価格の算定の取扱い について

米子市建設工事最低制限価格設定要領（平成２０年４月１日施行。以下「設定要領」という。）第４条ただし書に規定する最低制限価格を算定することが困難であると市長が認める場合の取扱いについて、次に掲げるとおり定めるものとする。

１ 対象工事

設定要領第４条ただし書の規定に基づき、これらの規定によらないで、最低制限価格を算定することができる工事の区分は、設定要項別紙に規定する機器費を含む工事、機器費を含む工事（下水道）又は鋼橋製作を伴う工事とする。

２ 算定方法

対象工事の最低制限価格は、次に掲げる経費に０．９を乗じて算出した価格を当該対象工事に係る経費の額として設定要領に定める算定方法に従い算定するものとする。

- (１) 機器費を含む工事における製作原価に係る直接製作費
- (２) 機器費を含む工事（下水道）における機器費
- (３) 鋼橋製作を伴う工事における工場製作原価に係る直接工事費

３ その他

本取扱いは、米子市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成１７年３月３１日施行）第４条第１項の規定による調査基準価格の決定について準用する。

４ 適用日

本取扱いは、平成２１年７月２８日から適用する。